平成二十六年四月一日に変更のあったもの

位置	変更前		変更後	
	専修学校名	課程名	専修学校名	課程名
群馬県	太田情報商科専門学校	工業専門課程　ゲームクリエイタ専攻学科（ゲームグラフィックス４年制コース）	太田情報商科専門学校	工業専門課程　ゲームクリエイタ学科（４年制）
		工業専門課程　ゲームクリエイタ専攻学科（ゲームプログラム４年制コース）		
		商業実務専門課程　総合専攻学科（総合スペシャリストコース）		商業実務専門課程　総合学科（４年制）
東京都	東京福祉専門学校	社会福祉専門課程　社会福祉科	東京福祉専門学校	社会福祉専門課程　社会福祉士科
	ＨＡＬ東京	デジタル専門課程　ＣＧ映像アニメーション学科	ＨＡＬ東京	デジタル専門課程　ＣＧ映像学科（４年制・昼間部）
新潟県	新潟高度情報専門学校	工業専門課程　高度情報科学科	新潟高度情報専門学校	工業専門課程　情報工学科
静岡県	東海リハビリテーション専門学校	医療専門課程　理学療法学科	専門学校中央医療健康大学校	医療専門課程　理学療法学科
愛知県	公務員・保育・介護・ビジネス専門学校	教育・社会福祉専門課程　社会福祉学科Ⅰ	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校	教育・社会福祉専門課程　社会福祉学科Ⅰ
島根県	山陰中央専門大学校	工業専門課程　自動車整備学科１級自動車整備士コース	山陰中央専門大学校	工業専門課程　自動車総合学科１級自動車整備士コース
岡山県	専門学校福嶋リハビリテーション学院	医療専門課程　作業療法学科	専門学校倉敷リハビリテーション学院	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科		医療専門課程　理学療法学科（４年制）

○文部科学省告示第二十号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、次のとおり廃止されたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月十九日　　文部科学大臣　下村　博文

平成二十五年三月三十一日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
愛知県	ＨＡＬ名古屋	デジタル専門課程　高度情報セキュリティ学科
兵庫県	平成リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科（４年制・夜間部）
		医療専門課程　理学療法学科（４年制・夜間部）

平成二十六年三月三十一日をもって廃止されたもの

位置	専修学校名	課程名
栃木県	国際テクニカルデザイン・自動車専門学校	商業実務専門課程　国際コミュニケーション学科（４年課程）
千葉県	明生情報ビジネス専門学校	商業実務専門課程　オフィススペシャリスト科国際情報ビジネスコース（４年制）
東京都	中央工学校	工業専門課程　インテリアクリエイト学科
	東京スクールオブミュージック専門学校	文化・教養専門課程　高度芸術学科
	日本工学院専門学校	医療専門課程　理学療法学科
大阪府	医療法人髙寿会近畿リハビリテーション学院	医療専門課程　第二理学療法学科
	大阪医療技術学園専門学校	医療専門課程　言語聴覚士学科
		医療専門課程　鍼灸健康美容学科